

3 排出基準

(1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）

①硫黄酸化物 実際の硫黄酸化物排出量が、次式で求められた排出基準 q を下回ること。

$$q = K \times 10^{-3} H_e^2$$

q ＝硫黄酸化物（単位：0℃、1気圧の状態に換算したNm³/時）

$K=10$ （釧路市の規制値、ただし阿寒及び音別地区は $K=17.5$ ）

H_e ＝補正された排出口の高さ（単位：m）

②ばいじん

（単位g/Nm³）

主な施設の 種類	使用 燃料	排出ガス量 (Nm ³ /h)	標準酸 素濃度 O _n (%)	排出基準値（設置年月日別）					当分の間 適用猶予 O _n
				S57. 5. 31 以前	S57. 6. 1 以降 S60. 9. 9 以前	S60. 9. 10 以降 H2. 9. 9 以前	H2. 9. 10 以降 H10. 6. 30 以前	H10. 7. 1 以降	
ボイラー (伝熱面積10m ² 以上のもの)	ガス 専焼	4万以上	5	0.05					—
		4万未満	5	0.10					
	液体 燃料 ※1	20万以上	4	0.07	0.05				—
		4万～20万	4	0.18	0.15				
		1万～4万	4	0.25					
		1万未満	0s	0.30					
	石炭 燃焼	20万以上	6	0.15 ^{※2}	0.10				—
		4万～20万	6	0.25 ^{※2}	0.20				
		4万未満	6	0.35 ^{※2}	0.30				
小型ボイラー (伝熱面積10m ² 未満で燃焼能力 500/h(重油換算)以上のもの)	ガス 専焼		0s	当分の間適用猶予					—
	液体 燃焼 ※3		0s	当分の間 適用猶予		0.50	0.30		4
	石炭 燃焼		6			0.50	0.30		—
				H10. 6. 30 以前				H10. 7. 1 以降	
廃棄物焼却炉 (火格子面積2m ² 以上のもの)	焼却能力 4 t/h以上		12	0.08				0.04	
	焼却能力 2～4 t/h			0.15				0.08	
	焼却能力 0.2～2 t/h			0.25				0.15	

備考 上表に掲げるばいじんの量は次式で換算された値である。

$$C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \times C_s$$

C ：ばいじん濃度(g/m³)

O_n ：標準酸素濃度(%)上表の O_n 欄のとおりとする。

O_s ：排出ガス中の酸素濃度(%)。ただし、20%を超える場合は20%とする。

C_s ：ばいじんの実測値(g/Nm³)

(注) ※1 液体燃焼とは、液体専焼及び液体・気体混焼のことであり液体・固体混焼を含まない。

※2 H7.7.2までの間、発熱量が5,000kcal/kg以下の石炭のみを燃焼させており、かつ、H7.7.3以降発熱量が5,500kcal/kg以下の石炭を燃焼させる場合に限り、当分の間0.45とする。

※3 小型ボイラーのうち軽質液体燃料（A重油、灯油、軽油）を専焼させるもの並びにガス・軽質液体燃料を混焼させるものは当分の間適用猶予。

③窒素酸化物

主な施設の 種類	使用 燃料	排ガス (Nm ³ /h)	標準 酸素 濃度 O _n (%)	設置年月日別排出基準値（単位：cm ³ /Nm ³ ）							
				S48. 8. 9 以前	S48. 8. 10 以降 S50. 12. 9 以前	S50. 12. 10 以降 H52. 6. 17 以前	S52. 6. 18 以降 H52. 9. 9 以前	S52. 9. 10 以降 H54. 8. 9 以前	S54. 8. 10 以降 S60. 9. 9 以前	S60. 9. 10 以降 H2. 9. 9 以前	H2. 9. 10 以降
ボイラー (伝熱面積 10m ² 以上 のもの)	ガス 専焼	50万以上	5	130		100	60				
		10万～50万		130		100					
		4万～10万		130			100				
		1万～4万		150		130					
		1万未満		150							
	液体 燃焼 ※1 ※2	50万以上	4	180		150	130				
		4万～50万		190	180	150					
		1万～4万		230		150					
		1万未満		250				180			
小型ボイ ラー (伝熱面積 10m ² 未満 で燃焼能 力50ℓ/h(重 油換算) 以上のも の)	固体 燃料		6	当分の間適用猶予						350	
	液体 燃焼 ※3		4							300	260
乾燥炉 ※4			16	250				230			
廃棄 物焼 却炉 ※5	連続炉	4万以上	12	300		250					
		4万未満		300				250			
	連続炉 以外	4万以上		—		250					

備考 上表に掲げる窒素酸化物の量は次式で換算された値である。

$$C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \times C_s$$

C：窒素酸化物の濃度 (cm³/Nm³)

O_n：標準酸素濃度(%)上表のO_n欄のとおりとする。

O_s：排出ガス中の酸素濃度(%)ただし、20%を超える場合は20%とする。

C_s：窒素酸化物の実測値 (Cm³/Nm³)

(注) ※1 液体燃焼とは、液体専焼及び液体・気体混焼のことであり液体・固体混焼を含まない。

※2 液体燃焼のうち52. 9. 10前に設置された排出ガス量が0. 5万Nm³/h未満の過負荷燃焼型のものは適用除外。

※3 小型ボイラーのうち軽質液体燃料（A重油、灯油、軽油、ガス等）を燃料とするものは適用除外。

※4 乾燥炉は、銅・鉛又は亜鉛の精錬に用いるもの及びトリポリリン酸ナトリウム製造用のものを除く。

※5 廃棄物焼却炉とは、浮遊回転燃焼方式によるもの（連続式に限る）及びニトロ化合物、アミノ化合物、若しくはシアン化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの（排出ガス量が4万m³未満の連続炉に限る）以外の廃棄物焼却炉。

(2) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

①一律排水基準

有害物質に係る排水基準（mg/1）							
有害物質の種類	カドミウム	シアン	有機燐※1	鉛	六価クロム	砒素	総水銀
許容限度	0.1	1	1	0.1	0.5	0.1	0.005
アルキル水銀	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1・2-ジクロロエタン	1・1-ジクロロエチレン
検出されないこと	0.003	0.3	0.1	0.2	0.02	0.04	1
シス-1・2-ジクロロエチレン	1・1・1-トリクロロエタン	1・1・2-トリクロロエタン	1・3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンソルブ	ベンゼン
0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1
セレン	ほう素※2	ふっ素※2	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物			1・4-ジオキサン	
0.1	10（230）	8（15）	(*) 100			0.5	

(*) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。
 ※1 パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る
 ※2 ほう素及びふっ素については、海域に排出する場合、括弧内の数値を適用する。
 備考 1 「検出されないこと」とは、公定法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

生活環境項目に係る排水基準（mg/1：水素イオン濃度・大腸菌群数を除く）								
項目	水素イオン濃度		生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質質量	ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類）	ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油脂類）	
	河川湖沼	海域						
許容限度	5.8～8.6	5.0～9.0	160（120）※	160（120）※	200（150）※	5	30	
フェノール類	銅	亜鉛	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	大腸菌群数（個/cm ³ ）	窒素	燐
5	3	2	10	10	2	日間平均3,000	120（60）※	16（8）※

※ 括弧内の数値は日間平均の許容限度。
 備考 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
 7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
 注「環境大臣が定める湖沼」＝昭60環告27（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼）
 「環境大臣が定める海域」＝平5環告67（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域）

②上乗せ排水基準（北海道が条例で定める排水基準）〈関係分のみ〉

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例

（昭和47年4月3日北海道条例第27号）

ア 人の健康の保護に係る項目

	対象業種	カドミウム	シアン	有機リン	六価クロム	砒素	総水銀
釧路海域	化学肥料製造業を除く全業種（1日当たり平均的な排水の量が2,000 m ³ 以上のもの）	0.01 mg/ l	検出されないこと	検出されないこと	0.05 mg/ l	0.05 mg/ l	0.0005 mg/ l
	化学肥料製造業	0.01 mg/ l	検出されないこと	検出されないこと	0.05 mg/ l	0.05 mg/ l	0.0005 mg/ l

イ 生活環境項目に係る排水基準

	項目		BOD (mg/ l)		SS (mg/ l)	
			許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
釧路川水域	対象業種					
	乳製品製造業（1日当たりの平均的な排水の量が1000 m ³ 以上のもの）		80	60	70	50
	水産食料品製造業（1日当たりの平均的な排水の量が20 m ³ 以上50 m ³ 未満のもの）		2,600	2,000	—	—
	魚粉飼料製造業（フィッシュソリュブル製造業を含む）（1日当たりの平均的な排水の量が20 m ³ 以上50 m ³ 未満のもの）		2,600	2,000	—	—
	し尿処理施設（し尿浄化槽以外のもの）		40	30	90	70
	し尿浄化槽 （処理対象人員が501人以上のもの）	S46.9.23以前に設置されたもの	120	90	—	—
		S46.9.24～ S47.9.30に設置されたもの	80	60	—	—
		S47.10.1以後に設置されたもの	40	30	90	70
	下水道終末処理施設（活性汚泥法又は標準散水ろ床法等によるもの）		—	20	—	70

	項目		BOD (mg/ l)		SS (mg/ l)	
			許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
阿寒川水域	対象業種					
	肉製品製造業		80	60	70	50
	水産食料品製造業（1日当たりの平均的な排水の量が20 m ³ 以上50 m ³ 未満のもの）		2,600	2,000	—	—
	魚粉飼料製造業（フィッシュソリュブル製造業を含む）（1日当たりの平均的な排水の量が20 m ³ 以上50 m ³ 未満のもの）		2,600	2,000	—	—
	と畜業		—	—	70	50
	し尿処理施設（し尿浄化槽以外のもの）		40	30	90	70
	し尿浄化槽 （処理対象人員が501人以上のもの）		40	30	90	70
	下水道終末処理施設（活性汚泥法又は標準散水ろ床法等によるもの）		—	20	—	70

	項目		COD (mg/ l)		SS (mg/ l)	
			許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
釧路海域	対象業種					
	水産食料品製造業（1日当たりの平均的な排水の量が20 m ³ 以上50 m ³ 未満のもの）		1,300	1,000	—	—
	魚粉飼料製造業（フィッシュソリュブル製造業を含む）（1日当たりの平均的な排水の量が50 m ³ 未満のもの）		780	600	—	—

	パルプ製造業		—	—	90	70
	し尿浄化槽 (処理対象人員が501人以上のもの)	S46. 9. 23 以前に設置されたもの	120	90	—	—
		S46. 9. 24～ S47. 9. 30 に設置されたもの	80	60	—	—
		S47. 10. 1 以後に設置されたもの	40	30	90	70
	下水道終末処理施設（活性汚泥法又は標準散水ろ床法等によるもの）		—	20	—	70

阿寒湖水域	項目	COD (mg / l)		SS (mg / l)	
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
	し尿浄化槽	40	30	90	70
	下水道終末処理施設（活性汚泥法又は標準散水ろ床法等によるもの）	—	20	—	70

(3) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）

① 特定工場等において発生する騒音の規制基準（平成24年3月30日釧路市告示第90号）

時間区分 区域区分	昼 間	朝・夕	夜 間
	8:00～19:00	6:00～8:00 19:00～22:00	22:00～翌日6:00
第1種区域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域	65デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

（注）第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。

第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。

第3種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。

第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。

基準値は、特定工場等の敷地境界線上での値。

② 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）

基準値	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
85デシベル	19:00～7:00	22:00～6:00	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと

（注） 1 第1号区域とは、騒音規制法の規定により指定された第1種区域と第2種区域の全域、並びに第3種区域と第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内をいう。

2 第2号区域とは、第3種区域と第4種区域であって、第1号区域以外の区域をいう。

<参考> 騒音の大きさの例

120デシベル	飛行機のエンジン近く
110デシベル	自動車の警笛（前方2m）
100デシベル	電車が通るときのガード下
90デシベル	騒々しい工場の中

80デシベル	電話のベル、地下鉄
70デシベル	騒々しい事務所の中
60デシベル	普通の会話
50デシベル	静かな事務所、図書館

(4) 振動規制法（昭和51号法律第64号）

①特定工場等において発生する振動の規制基準（平成24年3月30日釧路市告示第91号）

時間区分 区域区分	昼 間	夜 間
	8:00～19:00	19:00～翌日8:00
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

（注） 1 第1種区域及び第2種区域とは振動規制法に基づく指定地域の区域区分をいう。

2 各区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50m以内においては、それぞれの規制値から5デシベルを減じた値が適用される。

②特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

（昭和51年11月10日総理府令第58号）

基準値	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
75デシベル	19:00～7:00	22:00～6:00	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと

（注） 1 第1号区域とは、振動規制法の規定により指定された第1種区域の全域並びに第2種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別老人ホームの敷地の周辺おおむね80mの区域内をいう。

2 第2号区域とは、第2種区域であって、第1号区域以外の区域をいう。

<参考> 振動の大きさの例

90デシベル	震度4	花瓶が倒れる。
80デシベル	震度3	電灯が相当揺れる。
70デシベル	震度2	戸・障子がわずかに動く。
60デシベル	震度1	特に敏感な人に感じる程度。
55デシベル	震度0	人体に感じられない。

(5) 悪臭防止法（昭和46年法律91号）

物質の濃度による悪臭の規制基準

（平成24年3月30日釧路市告示第92号）

特定悪臭物質	基準値		
	敷地境界線 (ppm)	気体排出施設の 排出口 (m³N)	排水水 (mg/l)
アンモニア	1	※1	—
メチルメルカプタン	0.002	—	※2
硫化水素	0.02	※1	※2
硫化メチル	0.01	—	※2
二硫化メチル	0.009	—	※2
トリメチルアミン	0.005	※1	—
アセトアルデヒド	0.05	—	—
プロピオンアルデヒド	0.05	※1	—
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	※1	—
イソブチルアルデヒド	0.02	※1	—
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	※1	—
イソパレルアルデヒド	0.003	※1	—
イソブタノール	0.9	※1	—
酢酸エチル	3	※1	—
メチルイソブチルケトン	1	※1	—
トルエン	10	※1	—
スチレン	0.4	—	—
キシレン	1	※1	—
プロピオン酸	0.03	—	—

ノルマル酪酸	0.001	—	—
ノルマル吉草酸	0.0009	—	—
イソ吉草酸	0.001	—	—

- (注) 1 敷地境界線における規制基準は、6段階臭気強度法と濃度との関係から定められており、釧路市のA区域は臭気強度2.5に対応する濃度である。
- 2 「※1」気体排出施設の排出口の基準値は、敷地境界線の基準値、排出口の高さ及び排出ガスの流量等を用いて、特定悪臭物質の種類ごとに悪臭防止法施行規則第3条に基づいて算出する。
- 3 「※2」排出水の基準値は、敷地境界線の基準値、悪臭防止法施行規則の別表第2に掲げる値を用いて、特定悪臭物質の種類ごとに悪臭防止法施行規則第4条に基づいて算出する。

<参考> 官能試験法による悪臭対策指導要綱（昭和59年3月31日北海道制定）に定める指導基準値

①工場等の敷地境界の場合

区域区分	臭気指数
A	10
B	14
C	18

②工場等の気体排出口の場合

区域区分	臭気指数
A	30
B	34
C	38

- (注) 1 区域区分 (A, B, C) は、悪臭防止法に基づき北海道が定めた区域区分であり、釧路市はA区域である。
- 2 臭気指数とは、においのある空気を無臭の空気臭気を感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍率（臭気濃度）を次式で変換したものである。
- $$Z=10\log Y \quad Y: \text{臭気濃度}, Z: \text{臭気指数}$$
- 3 気体排出口とは、大気中に悪臭を排出している煙突、換気口等の排出口をいう。

<参考> 6段階臭気強度表示法

臭気強度	臭気の強さ
0	無臭
1	やっと感知できるにおい（検知閾値濃度）
2	何のにおいかわかる弱いにおい（認知閾値濃度）
(2.5)	(2と3の間)
3	楽に感知できるにおい
(3.5)	(3と4の間)
4	強いにおい
5	強烈なにおい

(6) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）

①大気排出基準

(単位 ng-TEQ/m³N)

施設	規模等	基準値
焼結炉（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの	0.1
製鋼の用に供する電気炉（铸鋼・鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの	0.5
亜鉛の回収の用に供する焙焼炉・焼結炉・溶鋳炉・溶解炉・乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの	1
アルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉・溶解炉・乾燥炉	焙焼炉・乾燥炉：原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上 溶解炉：容量が1トン以上のもの	1
廃棄物焼却炉（火床面積が0.5㎡以上又は焼却能力が1時間当たり50kg以上のもの）	焼却能力が1時間当たり4,000kg以上	0.1
	焼却能力が1時間当たり2,000kg以上4,000kg未満	1
	焼却能力が1時間当たり2,000kg未満	5

※ 1ng（ナノグラム）は10億分の1グラム

②水質排出基準

(単位 pg-TEQ/l)

施 設	基準値
1 硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3 硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
4 アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
5 担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設	
6 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7 カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設及び廃ガス洗浄施設	
8 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設及び廃ガス洗浄施設	
9 四クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
10 二・三・ジクロロー・四・ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	
11 八・十八・ジクロロー五・十五・ジエチルー五・十五・ジヒドロジインドロ〔三・二・b・・三'・二'・m〕トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット）の製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	
12 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉・溶解炉・乾燥炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設及び湿式集塵施設	
13 亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
14 担体付き触媒からの金属の回収の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	
15 廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって污水又は廃液を排出するもの	
16 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設	
17 フロン類の破壊の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
18 1から17の施設に係る污水及び廃液を処理する下水道終末処理施設	
19 1から17の施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設（公共用水域及び下水道終末処理施設に排出されるものを除く。）	

※ 1pg（ピコグラム）は1兆分の1グラム

(7) 釧路市公害防止条例（平成17年釧路市条例第136号）

①硫黄酸化物 実際の硫黄酸化物排出量が、次式で求められた排出基準qを下回ること。

$$q = K \times 10^{-3} He^2$$

q＝硫黄酸化物（単位：0℃、1気圧の状態に換算したNm³/時）

K＝10（釧路市の規制値、ただし阿寒及び音別地区はK＝17.5）

He＝補正された排出口の高さ（単位：m）

②特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間区分 区域区分	朝 夕	昼 間	夜 間
	午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで	午前8時から 午後7時まで	午後10時から 翌日の 午前6時まで
第1種区域	40デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	45デシベル	55デシベル	40デシベル
第3種区域	55デシベル	65デシベル	50デシベル
第4種区域	65デシベル	70デシベル	60デシベル

(注) 1 「第1種区域」「第2種区域」「第3種区域」「第4種区域」とは騒音規制法第3条第1項の規定により指定された区域をいう。

2 騒音の測定点は、原則として音源の存する敷地の境界線上とする。

<参考> 特定施設

騒音発生施設

番号	施設名	規 模
1	ジーゼル、ガソリンエンジン	定格出力が7.5キロワット以上で緊急用を除き固定式のもの
2	ジーゼル発電機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上で緊急用を除き固定式のもの
3	冷凍機	原動機の定格出力が75キロワット以上のもの
4	丸のこ、帯のこ盤	原動機の定格出力が0.75キロワット以上、2.25キロワット未満のもの
5	カンナ盤	原動機の定格出力が0.75キロワット以上、2.25キロワット未満のもの
6	グラインダー	原動機の定格出力が0.75キロワット以上のもの
7	せん断機	原動機の定格出力が0.75キロワット以上、3.75キロワット未満のもの